

ヘドレイ・ブル

『世界政治において秩序はいかにして維持されるか』*

樋野芳雄 訳

以上〔第一章および第二章で〕、世界政治における秩序とは何を意味するかを説明し、近代国家システムのうちにある程度その秩序が存在することを示してきた。次に取り上げるのは、世界政治における秩序はいかにして維持されるかという問題である。

社会生活における秩序の維持

ここまで論じてきたように、全ての社会において秩序とは社会生活の基本的・第一次的諸目標の達成に寄与する行動パターン^{パターン}のことである。この意味における秩序を支えるものは、そうした基本的・第一的目標についての共通利益の感覚であり、その目標の達成に寄与する行動パターンとはいかなるも

のかを規定するルールであり、そのルールを実効的たらしめる制度である。

いかなる社会においても、秩序維持の前提は、その構成員の間に、あるいは少なくともその構成員のうちで政治的に積極的な分子の間に、社会生活の基本的目標に関して共通利益の感覚が存在することである。暴力に対して人間は脆弱だという事実と人間は暴力に訴えがちだという事実は、人間をして暴力の制限に共通の利益を感じさせるようになる。物質的必要に関して人間は相互に依存し合っているという事実は、人間をして合意の尊重を確保ならしめることに共通の利益を感じ取らせるようになる。物の豊富さには限界があるという事実と人間の利他心にも限界があるという事実は、人間をして占有の安定化に共通の利益を認識させる。こ

の共通利益の感覚は、恐怖から生まれたものであるかも知れない。あるいは、社会生活の基本的目標の達成に寄与するに必要な制限は相互的なものでなければならぬという合理的計算から引き出されたものであるかも知れない。またある場合には、関係諸個人・諸集団が、互いに同一視し合う能力を持ち、互いの利益をそれ自体目的であつて目的のための単なる手段ではないと見なし合えることを表わすものであるかも知れない。すなわち、共通利益の感覚というより、むしろ共通価値の感覚を表わすものであるかも知れない。

社会生活の基本的目標の達成についてのこの共通利益の感覚は、曖昧かつ不完全なものでありうるし、それ自身では、どんな行動がこうした目標に合致しどんな行動が合致しないのかについて、詳しい手引きを提供するものではない。ルールの機能は、そうした手引きを提供することにある。ルールとは、それが指定する一定部類の人々ないし集団が、規定された仕方で行動することを要求するあるいは行動する権限を与える一般命令原則である。いかなる社会における秩序も、秩序創造・無秩序回避についての共通利益の感覚だけで維持されているわけではなく、秩序にかなう行動とはいかなるものかを詳述するルールによつても維持されているのである。したがつて、暴力に対する安全という目標は、暴力の行使を制約するルールによつて支えられている。合意の安定性という目標は、合意は守らなければならないというルールによつ

て支えられている。占有の安全性という目標は、所有権は公的なものであれ私的なものであれ尊重されなければならないというルールによつて支えられている。こうしたルールは、法、道徳、慣習ないし礼儀といった形態を取ることもあるし、単なる作業手続や「ゲームのルール」という形態を取ることもある。

秩序は、一般的には、社会生活においてルールの助けなしでも成立するであろう。例えば、秩序にかなつた行動パターンが条件付けによつて植え付けられ、人間が単なる反射行動によつて基本的社会目標に合致するように振る舞うということも考えられる。ルールというのは、複数の行動の選択肢の中からいづれを選ぶかの手引きをしようとするものなのであるから、この場合にはルールは必要ないであろう。また、家族や氏族のような非常に小規模な社会もルールなしで済むかも知れない。ただひとり人間の人間が権威をもつて強制的に命令し、特定の個人に特定のことをなすよう要求したり権限を与えたりすれば、一般命令原則に訴へる必要はない。こうした理由から、社会生活の秩序と、その秩序の創出・維持を助けるルールとは、概念上区別しなければならないのである。先に述べたように、社会生活の秩序を、基本的社会目標と合致する行動とはいかなるものかを規定するルールの遵守から定義しようとするれば、秩序を生み出す上で普遍的と見える要因を秩序そのものと取り違へることになるであろう(第一章「世

界政治における秩序の概念」参照。

さらに、マルクス主義の見解についても考慮しておくことが必要である。この見解によれば、ルールというものは社会の全構成員の共通利益の道具としてではなく、その支配的ないし優越的構成員の特殊利益の道具として役立つだけである。これは、あらゆるルールの社会的機能についての重要な洞察であり、とりわけ法というルールの機能について妥当する洞察である。もちろん、現実の社会的ルールのシステムは全て、それを作る人間たちの特殊利益や特殊価値によって染め上げられている。ルールの形成過程において社会の様々な構成員が行使する影響力は常に不平等であろうから、歴史上のいかなるルールのシステムであれ、その社会の他の部分の利益よりも支配的・優越的分子の利益により多く奉仕するものであろう。

ルールの役割を研究するにあたってこの洞察に考慮を払うことは、他の社会同様国際社会の場合にも重要ではあるが、それは我々の分析を無効にするものではない。社会の優越分子の特殊利益は、ルールの定義の仕方に反映される。それゆえ、暴力の使用に対する制限のあるもの、拘束力ありとされる合意のあるもの、強制力ある所有権のあるものは、それら優越分子の「特殊利益の」刻印を帯びているであろう。しかし、暴力の使用に対するなんらかの制限、合意の実行に対する一般的期待、なんらかの財産権ルールの存在は、社会の一

部の構成員の特殊利益ではなく、社会の全構成員の一般的利益である。いかなる社会であれ、現存秩序を変革しようとする分子の目的は、暴力に対するなんらの制限もなく、合意の遵守を求めるなんらのルールもなく、なんらの財産権もない社会を実現することではなく、そうしたルールの条項を変えて、現在の優越分子の特殊利益に奉仕するのをやめさせることである。

しかし、ルールそのものは、単なる知的構成物であるに過ぎない。ルールが社会生活で一定の役割を果たしうるのは、それが実効的である限りにおいてである。ルールの実効性とは、その適用を受ける全ての人間や集団が、あらゆる事例においてそれを遵守するということではない。むしろ、いかに実効性ある行動ルールも時々侵犯されるのが普通であり、もし現実の行動が規定された行動から外れる可能性が全くないのなら、そもそもそうしたルールの存在は無意味であろう。しかし、ルールは、社会において実効性を持つためには、ある程度まで守られることが必要であり、その適用を受ける人々の計算のうちにひとつの要因として数え入れられていなければならぬ。それを犯すことになる人々の計算のうちにさえ数え入れられていなければならぬ。

ルールが単なる知的構成物であるにとどまらず、この意味における社会的実効性を持つとしたら、それは少なくとも部分的には、次のような機能を果たす諸制度が存在するからで

ある。ここに掲げる機能は網羅的ではないかも知れない。また、特定の事例におけるルールの実効性にとっては、この全てが本質的に不可欠というわけではないかも知れない。しかし、以下のようなものがなにかし成成立していることが是非必要である。

(i) ルールは形成されなければならない。すなわち、ルールはその社会にとってのルールとして定式化され公布されなければならない。

(ii) ルールは伝達されなければならない。ルールは明示され広告されて、その適用を受ける人々にその内容を周知させられなければならない。

(iii) ルールは執行されなければならない。およそルールが守られるべきであるとするなら、ルールそのものが規定するところに付随する行動が取られなければならない場合が、これにあたる。例えば、近代国家において暴力を禁止したり制限したりするルールは、その実効性を確保する手段として、警官隊・刑務所・裁判所・司法省などを設置し維持することを要求するであろう。

(iv) ルールは解釈されなければならない。あるルールの意味をめぐって生じる問題や、ルール同士が衝突し合う場合にその相互の関係をめぐって生じる問題や、ルールの侵犯の有無をめぐって生じる問題が解決されなければ、ルールは現実の行動の手引きを提供することはできない。

い。

(v) ルールはありうべき最も広い意味において強制されなければならない。ルールが実効的であるべきだとすれば、それへの不服従に対しては、なんらかの罰が課されなければならない。この罰は、強要やその他の種類のサンクションという形を取ろうと、単にそのルールに縛られる他の人間や集団による報復的不服従という形を取ろうと構わない。

(vi) ルールはその適用を受ける人間や集団の目に正当と映るものでなければならない。ルールが正当化されるのは、それが当の社会の構成員によって妥当なものとして受け入れられる限りにおいてのことである。あるいは、ルールに含まれている価値やルールが前提としている価値が社会の構成員によって受容されている限りにおいてのことである。そして、正当化される限りにおいて、ルールはサンクションや強制によらずして実効性を保持することができる。

(vii) ルールは変化するニーズや変化する情況に適應可能でなければならない。古いルールを廃止したり修正したり、さらに新しいルールに置き換えたりする方がなければならぬ。

(viii) ルールは、その実効性ある作動を妨げるような、社会内の事態の展開から「擁護」されなければならない。いか

なる社会においても、実効性あるルールが維持されるかどうかは条件次第であり、ルールそれ自体によって保障することはできない。むしろ条件によっては、ルールのシステムは崩壊せざるをえないのである。^①

近代国家における秩序

近代国家の内部では、社会的ルールを実効的たらしめる助けとして、ひとつの制度あるいは相關連する一組の制度が利用可能である。すなわち、「広義の、つまり統治機構としての」政府という制度である。政府を近代国家内部のその他の制度から區別するものは、物理的に訴えうるといふその能力である。一方では、政府は自らに自由にしうる武力を現実保持している。その武力は他のいかなる集団が行使しうる武力と比べても圧倒的である。他方では、政府は武力の行使の正当性をほとんど独占している。一定の残余的な権利が正当防衛権として個人に認められていることを別にすれば、社会の構成員全般から武力の行使はその固有の権利だという承認を受けて武力を行使することができるのは政府だけである。政府にとって、その武力の行使が正当なものだということは、それが圧倒的なものだということと同様に重要である。政府の強制力のこの二つの側面は密接に関連し合っており、ある政府が正当性を失うと反政府派が強力な武力を持つようにな

り、政府の武力がもはや圧倒的ではなくなるという場合がある。反乱団体はこの連関をよく知っていて、武力をもって政府と戦うばかりでなく、住民の目に政府には武力を行使する権利はもはやないと映じるようにすることに力を注ぐ。

政府は、近代国家内部において基本的な社会的ルールが実効的たりうるよう、前節で略述した諸機能を全て遂行する。こうした機能を遂行するのは政府だけではない。国家以外の集団や個人も、そうした機能を遂行している。しかし、政府が果たす役割は、基本的な社会的ルールの実効性を高める上で中心的なものである。

(i) 政府はルールを形成する。必ずしも政府がルールを創出し最初に明示するという意味ではなく、社会全体による「イムプリマートゥア」^(註1)すなわち承認の印をそれに押すという意味である。近代国家においては、このルール形成の過程は「法」と呼ばれる一群の特別なルールを生み出す。近代国家においては、ルール形成は公式には立法府の機能であるが、よく知られているように、ルール形成機能すなわち立法機能は立法府によってのみ遂行されるのではなく、行政府や司法府によっても遂行される。行政府の公式の機能は法を命令に換えることであり、司法府の公式の機能は法の解釈であって法の形成ではないのであるが。

(ii) 政府はルールによって縛られる人々へのルールの伝達を

助ける。制定法の公布や裁判記録の公開、犯罪者の起訴によるルールの実際の強制、犯罪者を逮捕し抑止し処罰する警察の活動、これらは全て社会がどんなルールを法と見なしているかを周知させるのに貢献する。

(iii) 政府はまたルールを執行しそれに実効性を与える。ルールを一般原則から、特定の人間に特定のことをなすようにあるいはなさないように求める要求へと翻訳するのである。これは公式には行政部門の機能であるが、この機能は必ずしも専門化した部門を前提としてはおらず、現実には政府の他の部門によっても遂行されるのが普通である。

(iv) 政府はルールを解釈することもできる。すなわちルールの妥当性、その意味、その相互の関係について曖昧な点を明らかにすることができる。これは主に司法部門によってなされる。

(v) 政府は法を強制することもできる。これは警察や軍隊を使用することによって、あるいは使用すると脅しをかけることによって、そしてまた裁判所がサンクションを課すことによってなされる。ある特定の法ルールが、明示のサンクションの裏づけを持たないということはあるかも知れないが、法システム全体は政府の強制力によって支えられている。

(vi) 政府はルールの正当化すなわち人々がルールをそれ自体

価値あるものとして受け入れられるようになることに貢献することができる。その手段は、教育・広報に対する自らの影響力、その指導者たち自身の説得力、自らを社会の価値の象徴的体現者として演出するその能力、当該ルールの受け入れに好意的な政治文化を形作るその能力である。

(vii) 政府はまたルールを変化する情況・変化する要求に適應させるであろう。そのために、立法府に古い法律を廃止させたり改正させたり、さらには新しい法律を制定させたりする。また行政官による法の執行や裁判官によるその解釈の際に、その内容を変更させる。

(viii) 政府は自らの政治行動によってルールが作動し続けるような社会状況をつくることで、ルール「擁護」の機能を果たす。軍隊を出動させて反乱を鎮圧したり外国の侵略者を撃退することが、この「擁護」の例である。同様に、政治的不満を宥めるために、社会的経済的不満を除くために、妥協しがたいアジテーターの活動を禁止するために、社会全体の崩壊をもたらし恐れのある社会的分裂や対立を癒しそれに架橋するために、それぞれ政府がとる手段もまたその例である。

これら雑多な政治行動の共通点は、それらが全て秩序の保持を指向しており、しかもその秩序の保持をルールを直接に支持したり施行したりすることによってではなく、ルールが

作動し続けられるような社会環境を形成し作り上げ管理することによってなそうとしているということである。これらの行動が属する領域には当のルールの規制は及ばないかも知れず、むしろこうしたルールはその領域にとつては妨げにさえなるものであるかも知れない。にもかかわらず、この行動領域はルールの作動の前提なのである。

未開無国家社会における秩序

近代国家内部の秩序は、なんといっても政府によつてもたらされるものである。これに対して、国家間の秩序はそうではありえない。国際社会は無政府社会、政府なき社会だからである。しかし、未開無国家社会もまた、この「秩序ある無政府状態」という光景を呈している。この双方において秩序はどのようにして創り出され維持されるのか、その類似点と相違点は何か、これは考えてみるに価する問題である。

政治理論家たちによる想像上の無国家社会への注目や、メイソンのような歴史家による大部分思弁的な説明を別にすれば、未開無国家社会が経験的観察や体系的分析の対象とされるようになったのは、それが二〇世紀の人類学者たちの関心を引き付けるようになってからのことである。これまでに人類学者によつて国家が存在しないと認定された未開社会には、スーダン南部のヌアー・西ディンカ・マンダ

リ、ナイジェリア北部のタレンシ、ウガンダのブワムバ、ウガンダとコンゴのルグバラ、トーゴランドのコンコムバなどがある。このいずれの社会にも、先に定義した意味での政府はないし、のみならず立法・行政・司法上のいかなる中心的政治制度もない。実際、これらの社会の中には、専門化した政治的役割が全く存在しないものもあるとされている。その内部の人物や団体で、例えば家長やリニイジ集団や村落のよう(政治)に、政治的役割を果たすものも存在するにはするが、こうした役割はそれらが有するその他の役割から形式上明確に区別されるものではない。外部の観察者はこれらの人物や団体の政治的・地域的・親族的・儀礼的役割を区別するけれども、そうした区別はその社会自身の文化にとつてはなんの意味もないかも知れないのである。

同時に、これらの社会には明らかに秩序が成立しており、その内部の行動は社会的共同生活の基本的目標に合致している。こうした行動の形成において、ルールは必要不可欠な役割を果たす。そして、ルールが実効的であるか否かは、そうしたルールを形成し、伝達し、執行し、解釈し、強制し、正当化し、適応させ、「擁護」という秩序維持機能がきちんと遂行されるかどうかにかかっている。しかし、いかなる中心的権威も欠けている所では、こうした機能を遂行するのはリニイジ集団や地域集団のような集団だけである。これら無国家社会は、そうした集団に分割されている。

ルールは、その形成をこととするいかなる中心的権威にも由来するものではなく、リニイジ集団や地域集団の相互関係における実行から生じて来て、「慣習」として根つき、道徳的・宗教的信念によって強固にされる。慣習すなわち確立された行動様式は、もちろん中央集権的政治システムにおいてもよく知られたルールの源泉のひとつである。だが、未開無国家社会においては、これが唯一のルールの源泉なのである。

こうしたルールの遵守をもたらすものは、条件付けや惰性であったり、人々の嘲笑や非難のような「道徳的」サンクションであったり、部族の長老による呪いのような儀礼的ないし超自然的サンクションであったりする。文化的に均質な社会にあっては、とりわけ小規模で文化的に均質な社会にあっては、このようなサンクションだけで十分なことがしばしばある。

そうしたサンクションによっては十分にルールの侵犯を抑制したり処罰したりすることができない場合には、社会内部の諸集団の側が「自力救済」に訴えることもある。それらが自らの肩に責任を負い、ルールの侵害の有無を判定し、ルールを強制しようとするのである。例えば、あるリニイジ集団ないし地域集団の構成員が殺されたとすると、その集団は報復として犯行当事者あるいは犯行当事者が属する集団の他の構成員を殺すかも知れない。集団間の絆が非常に強い場合には、報復の正当性を双方が受け入れ、問題はそれで終わりに

なることもあるだろう。しかし、そうでない場合には、その報復行動の正当性が論議的となり、双方がそれぞれに正当と信じる自力救済を行なうがために紛争が長引き拡大して行くことになるかも知れない。

双方の集団とも自分に有利なように（あるいは、その構成員に有利なように）ルールを解釈し、また問題の事実を解釈するであろうから、その判断は不完全なものになりがちであろう。さらに、現実にとどこまでルールを強制しうるかはその行使可能な武力の総量と行使の意思次第であるから、ルールの強制は不確実なものにならざるをえない。だが、自力救済に訴えることがルールを無視することを意味するわけではないし、関係諸集団をホップズの自然状態に突き落とすことを意味するわけでもない。それはむしろシステムが作動していることを意味するのであり、そこではこれらの集団がルールを解釈し適用し強制する機能を遂行しているのである。しかも、その機能の遂行にあたって、各集団は自力救済活動そのものを制限するルールによって規制されるのである。

こうした集団が、自らがルールの侵犯と判断した事態に対応するために武力に訴えることは、これらの社会全体によって正当なこととして受け入れられる。一般的な自力救済の権利というものがあってその社会のいづれの個人でもいづれの集団でも行使可能だというわけではない。ただ暴力に訴える資格を認められた集団だけが暴力を行使できるのである。そ

の集団が用いる武力は、それが正当なものであるならば、権力の侵害に対応するためにだけ行使されるであらう。しかも、用いられる武力の性質にも制限が加えられる。例えば、報復は違反に比例したものでなければならぬという原則によって制限が加えられるのである。

未開無国家社会における自力救済行動は、ルールに強制的サンクションを伴わせることに加えて、さらに二つの機能を果たしている。ロジャー・マスターズは特にこの点に注意を喚起している。彼によれば、自力救済行動は「社会集団を結合させるのに役立つ、善悪の法的・道徳的基準を維持するのに役立つ」。すなわち、それは一方で、ある集団全体に外部の集団に対する暴力行動を支援させてその凝集性を維持するのを助ける。そして他方で、その特定の侵害に対してルールを強制する努力を通してルールそのものを改めて明示し、その妥当性・重要性に変わりがないことを強調する手段ともなる。

未開無政府社会と国際社会の間には、秩序の維持に関して明らかに重要な類似点が存在する。いずれの場合も、圧倒的な武力を擁しかつその行使の正当性を独占する中心的権威が欠如しているにもかかわらず、ある程度の秩序の要素が維持されている。また、いずれの場合も、この秩序の要素の維持は、特定の集団——未開無国家社会においてはリニージ集団と地域集団、国際社会においては主権国家——が、近代国家

の内部では政府（政府のみではないが）が遂行するルール実効化機能を担うことよってなされている。未開無政府社会においても国際社会においても、秩序は明示のまたは黙示の基本的ないし憲法的原則に基づいている。この原則は一定の集団のみを、こうした政治的機能を遂行する資格のある主体として選び出す。どちらの社会においても、政治的有資格集団は、自らの権利を守るために正当に武力を行使することができるであらう。これに対して、それ以外の集団や個人は、そうした特権的な政治的有資格集団の保護に頼らなければならず、自ら武力に訴えることはできないのである。

未開無政府社会においても国際社会においても、これら政治的有資格集団間の関係それ自体、承認された規範原則による制約を受けている。たとえ暴力闘争の場合でも、そうである。しかし、両社会いずれにおいても、暴力闘争の時期にはルールの構造が崩壊する傾向があり、社会もバラバラになる傾向がある。相戦う部族や国家はせめぎ合う多数の社会を成していると言った方がよくなり、単一の社会を成しているとは言い難くなる。最後に、未開無政府社会においても近代国際社会においても、ルールの構造自体の外で作用しながら、政治的有資格集団をルールに従わせる因子が存在する。そうした因子としては、全面紛争に対する相互抑止すなわち相互恐怖、習慣や情性の力、長期的利益（近代世界においては意識的に理論的説明が与えられており、未開社会においては直

観的に感じ取られている)がある。協同のシステムを維持することは、それを破壊することが短期的にはいかなる利益をもたらすにせよ、長期的には利益である。

しかしながら、国際社会と未開無国家社会との相違点もまた顕著である。第一に、この二種の社会における政治的有資格単位の間には決定的な相違が存在する。国際社会における国家は主権を有し、その市民と領域に対して至高の管轄権を持つ。未開社会において政治権力を行使するリニージ集団や地域集団は、対照的に、その構成員に対してそのような排他的権利を持っておらず、領域に対する関係もさほど明確でないのが普通である。

特定のリニージ集団が、その構成員に対して、排他的な権威を行使するとは限らない。一部の無国家社会においては、リニージ集団はいくつかの分節に分かれており、その諸分節内部では絶えざる分節化と融合の過程が進行している。各リニージ集団の諸分節はあるレベルではそれぞれひとつの単位となっているのだが、別のレベルではより大きな分節に融合する。あるレベルではこれら諸単位は競争関係にあるかも知れないが、より高いレベルでは結合してより大きい分節の下部部分となる。こうした結合と分裂の混交は、未開無国家社会における「相補的対抗の原理」と呼びならわされてきたものの実例である。未開無政府社会における政治的有資格単位相互の関係は緊密であり、そのうちのいずれの二つが特定目

的のために争っていようとも、それらはその他の目的のためには結び付き合っているのである。したがって、一方では、各単位は相争って単位としての一体感を生み出しその内部の凝集力を維持しはするが、他方では、紛争関係にある単位間になんらの協力の要素も存在しないということはないのである。

未開無政府社会の政治的有資格単位は、厳密に画定された領域に対して排他的管轄権を有するわけでもない。サー・ヘンリー・メインは、未開社会においては政治的連帯は血縁関係からのみ生まれ、領域の共有からは決して生まれないと主張した。だが、この見解は現代の人類学者たちによって退けられている。彼らの主張によれば、未開社会は血と土地の双方に基礎を置いている。しかし、これまで考察して来た、無国家社会において秩序維持機能を果たしているリニージ集団は、厳密で一般的に受け入れられた境界によって画定された一定の領域に対する排他的権利を有しているわけではない。未開無国家社会における政治的有資格集団は人民と領域に対して主権を有してはおらず、その人民と領土に対する関係は近代国家の場合ほどに排他的ではないので、生活の自足性の度合いや内向性すなわち自尊の念の程度も国家社会の構成員ほどではないようである。

第二の対照的な点は、近代国際社会はとりわけ現在においては文化的に不均質であるのに対し、未開無国家社会は高度

の文化的均質性によって特徴づけられるということである。社会の文化という言葉をも、我々は社会の基本的価値体系、その思考と行動が引き出される前提という意味で使う。未開社会は全て、共通の文化を基盤として成り立っているようである。無国家社会の場合には特に共通文化に依拠するところが大きいようである。フォーテスとエヴァンズリブリチャードがアフリカのシステムの研究を基礎として下した一応の結論によると、文化の高度の共通性が無政府構造の必要条件であり、一方、文化が質的に異なる人々を結び付けうるのは中心の権威のみである。だが、主権国家から成る社会——包括社会と呼ばれることもあり、今日では人類全体を包み込む政治組織になっている——は、とりわけて文化的に不均質な社会である。

第三の対照的な点は、未開無国家社会を支える文化は均質であるばかりでなく、呪術的ないし宗教的信仰の要素を含んでいるという事実である。フォーテスとエヴァンズリブリチャードは書いている。「社会システムは、いわば神祕の平面へと移され、そこで批判や修正を許さない聖なる価値のシステムとして姿を現わす。したがって、ヌアーヤタレンシのような社会における分節間の戦争や報復闘争は、神祕的サンクションによって一定の限度内にとどめられる」。国際社会は対照的に近代世界の一部であり、この近代世界という世俗的世界は教会の権威や宗教的権威の失墜の中から生まれて来たの

である。過去三世紀間、国際社会のルールに確実性・信頼性を与えようと様々な代替物が持ち出された。自然法、諸国家による慣習としての実行、諸国家の利益や「必要」、「文明国」に共通の法。これらは、社会的凝集を生み出す力という点では、いずれも宗教的権威に劣る。それらは皆、疑問を生みやすく議論を呼びやすいものだからである。国際社会の道義的基礎は、未開社会のそれよりも脆くはないだろう。国際社会は、サハラ以南のシステムやオセアニアのシステムがキリスト教文明やイスラム教文明から受けたような衝撃にさらされたことはなかった。国際社会の道義的基礎は、新しい知的挑戦を吸収し、ある程度の連続性を保持して行くという点で、より能力が高いであろう。しかし、それは、社会的影響力を強めるために呪術的・宗教的価値体系に近づくことはないのである。

最後に、国際社会と未開無国家社会との間には、規模の点で大きな相違がある。ヌアーヤはフォーテスとエヴァンズリブリチャードが研究した中では最も規模の大きい社会であったが、その人口は三〇万人、面積は二万六千平方マイルであった。国家社会は人類全体、地球全体を包み込んでいる。

まとめると、以上の諸点の対照から明らかになることは、社会的凝集・社会的連帯を作り出している力は未開無政府社会の方が国際社会よりもはるかに強いということである。未開無政府社会を構成している政治単位の方が排他性・自尊心

が弱いこと。文化的に均質であること。呪術的・宗教的信仰によってルールが支えられていること。規模が小さく親密であること。これら全てが示しているのは、こうしたシステムには政府が欠けているにもかかわらず、我々に強烈な印象を与えるほどの社会的連帯が存在しているということである。国際社会における秩序の維持は、政府が存在しないばかりでなく、この種の社会的連帯も存在しないという条件の下でなされなければならないのである。

国際社会における秩序

世界政治における秩序の維持は、第一次的には、秩序を成立させるように作用する一定の偶然的諸事実に依存している。こうした諸事実は、たとえ諸国家間に共通の利益・共通のルール・共通の制度の観念が全く欠けている場合であっても、言葉を変えればたとえ諸国家が国際システムを形成しているだけで国際社会は形成していない場合であっても、作用する。例えば、バランス・オブ・パワーは、国際システムのうちに全く偶然に成立することがあるかも知れない。それが共通の利益に役立つという信念がなんら存在していなくても、あるいはそれを規制したり制度化したりする試みがなんらなされていなくてもである。一旦成立すれば、それは暴力の制限に役立ち、諸国家の実行の信頼性を高めるのに役立つ、

政府が有するその地域における至高性への挑戦から政府を守るのに役立つであろう。しかし、国際社会においても他の社会においても、単にこうした偶然的事実だけから秩序がもたらされるわけではない。それはまた、社会生活の基本的目標についての共通利益の感覚、これらの目標の達成に寄与する行動とはいかなるものかを規定するルール、そうしたルールを実効的たらしめるのを助ける制度といったものによってももたらされるのである。

(1) 共通利益

x が誰かの利益になるということは、単に、その人が追求しているある目的の手段としてそれが役立つということを意味するに過ぎない。 x が実際に何か特定の目的のための手段として役立つかどうかは、客観的事実の問題である。しかし、 x がその人の利益になるか否かは、それだけで決まるわけではなく、彼がどんな目的を現実追求しているかにもよる。それゆえ、利益という観念は、ある人間が現になしていることの手引きとしても、またなすべきことの手引きとしても、空虚・無内容ということになる。そうした手引きを提供するためには、その人がどんな目的を追求しておりまた追求すべきなのかを知らなければならぬ。利益という観念そのものは、そのいづれについても何も語ってはくれないのである。したがって、「国益」すなわち「国家利益」という基準は、

それ自身では、国家の行動を解釈する上でも国家がどう行動すべきかを規定する上でも、何ら明確な手引きを提供するものではない。安全保障、繁栄、イデオロギー的目的その他なんであれ、いかなる具体的目的を国家が現に追求しているのか、あるいは追求すべきなのかが語られない限りは、「国益」という観念が特定の意思決定者の国家目的・国家目標の理解の仕方から独立しているという意味で客観的な基準を提供する可能性はなおのこと小さい。それはまた、一国の対外政策における道徳的ないしイデオロギー的考慮と非道徳的ないし非イデオロギー的考慮とを区別する基礎さえ提供するものではない。その国の道徳的ないしイデオロギー的のための手段として役立つのなら、 x はその国の利益になりうるのであるから。

しかしながら、国益すなわち国家利益の観念が確かに一定の意味を持つ場合もある。それは、何が国の目的すなわち国家目的であるかは既に明確に規定されており、それについての合意も成り立っていて、いかなる手段によればそれが達成可能かということだけが問題になっているような場合である。国家の対外政策は国益の追求に基礎を置くべきだと言うことは、いかなる手段をとろうとそれはある合理的な行動計画の一部でなければならぬと主張することである。それゆえ、国益を基礎とした対外政策へのアプローチと対比されるものは、既に樹立されているある政策をただ無批判に遂行す

るに過ぎないアプローチや、様々な出来事に思考抜きに反応するに過ぎないアプローチであろう。国益の観念を基礎とした政策はさらに、部分的な利益を基礎とした政策や、国家よりも大きなある集団の利益、たとえばその国家が属する同盟や国際組織といった集団の利益を基礎とした政策と対比されるであろう。国益が基準だとすることによって、少なくとも我々の関心は、国の目的すなわち国家目的に向かうことになる。国家より小さいまたは大きいある別の集団の目的と対比された国家目的にである。

国際社会における秩序維持の出発点は、諸国家間に社会生活の基本的目標についての共通利益の感覚が発達してくることである。それぞれの目的がいかに異なり、いかに対立しているようにとも、これらの基本的目標が自らの目的の実現に役立つと見なす点では、諸国家は一致する。共通利益の感覚をもたらずものは、無制限の暴力に対する恐れであったり、協定の不安定性に対する恐れであったり、自らの独立や主権の不確実性に対する恐れであったりするかも知れない。あるいはその源泉は、行動の自由への制限を受け入れようとしているのは自国だけではなく、各国ともそうなのだという合理的計算であるかも知れない。さらにその基礎には、これらの目標にはそれ自体に価値があるのであり、単に目的に対する手段に過ぎないものではないという見方があるかも知れない。すなわち、それは共通利益の感覚にとどまらず共通価値の感覚

をも表わすものであるかも知れない。

(2) ルール

国際社会においても他の社会においても、社会生活の基本的目標についての共通利益の感覚は、それ自体では、いかなる行動がそうした目標に合致するかについて詳しい手引きを提供するものではない。それをするのはルールの機能である。そうしたルールは、国際法、道徳ルール、慣習すなわち確立された行動様式といった様々な形態をとりうるし、単なる作業ルールないし「ゲームのルール」であることもある。この最後のものは、公式の協定なしに、あるいは言語によるコミュニケーション・セッションさえなしに出来上がっているルールである。ルールがまずは作業ルールとして現われ、それから確立された行動様式になり、やがて道徳的原則という形態を取り、ついには法的協約のうちに取り入れられて行くというのは珍しいことではない。例えば、今日、戦争法・外交官および領事の地位・海洋法に関する多国間条約ないし協約に具体化されている多くのルールは、このようにして生まれて来たと考えられる。

こうしたルールは範囲が広く、しかもその範囲の多くの部分で絶えず流動している。ここでは、国際秩序の維持に一定の役割を果たしている三つのルール群についてだけ述べることにしてしよう。

第一に、現代における世界政治の基本的ないし憲法的規範原則と呼ぶうるものを定めるルール群がある。この原則は、普遍的帝国の観念、人間諸個人から成るコスモポリタン共同体の観念、ホップズの自然状態すなわち戦争状態の観念といった別の諸観念と対立する意味での国家社会〔多数の主権国家から構成されている社会、II 国際社会〕の観念を、人類の政治組織の最高規範原則とするものである。この研究の別のところで強調したように、国家社会の観念は歴史的に不可避なものではないし、道徳的に神聖不可侵だというわけでもない。またこの観念は、実際、今日の段階においてさえ、人間の思想と行動を独占してはいない。反対に、それは競合する諸原則と絶えず戦闘を繰り広げざるをえなかったし、今日でも現に戦闘を繰り広げている。しかし、世界的規模の秩序は、こうした基本的観念のいずれかがはっきりと優勢に立つことを強く求める。世界的規模の秩序と両立しえないのは、競合する普遍的政治組織の諸原則が争い合うことだからである。

一方では、国際社会の観念はその構成員は国家であるとし、国家が国際社会内部の政治的職務を遂行する資格のある単位であるとする。その職務には、国際社会の基本的ルールを実効的たらしめるのに必要なものも含まれる。それゆえ、この観念は、国家以外の集団に、例えば国家より上位の普遍的権威や国家内部の部分集団にこの政治的資格を認めるような考

え方を退ける。他方では、国際社会の観念は国家間関係をひとつの社会の構成員間の関係であるとし、各構成員は共通のルールに縛られ共通の制度に拘束されているとする。それゆえ、この観念は、世界政治を単なる闘争場に過ぎないもの、戦争状態に過ぎないものとする考え方を退ける。

この国際秩序の基本的ないし憲法的原則は、通常の国家行動の前提となつている。国家は日々の行動において、世界政治の主要行動主体たる権利ないし資格を有するのは自分たちであることを示し、そのために互いに結束し、この権利や資格を奪い取ろうとする国家より上位の集団や下位の集団の要求を拒む。こうした行動はこの原則をよく表わすものであり、またこの原則が中心的役割を果たしていることの証拠ともなるものである。この原則は、国際法の数多くの基本的ルールに含まれている。したがって、従来の支配的な学説においては、国家が国際法における権利・義務の唯一のあるいは主要な担い手であるとされて来た。そしてまた、国家のみが国際法を支えるために武力を行使する権利を有するとされ、国際法の源泉は慣習または条約に表わされた国家間の同意であるとされて来た。しかし、この原則は国際法に優先するものであり、国際法のいかなる特定の定式化にも優先するものである。それは、全てのルールのうちに表われている。法、道徳、慣習、作業ルールのいずれのうちにもである。それは静的原則にとどまるものではなく、絶えざる発展を遂げている。国

際社会の形成期においては、この原則は、個人や国家以外の集団にも普遍的政治組織における権利を認めようとする学説の挑戦を受けなければならなかった。今日においても、それは同様な挑戦にさらされている。

第二に、「共存のルール」と呼びうるものがある。国際社会の構成員は誰であるかについて憲法的原則が与える手引きを前提として、これらのルールは、その共存の最小限の条件を提示する。それには、まず何よりも、世界政治における暴力を制限するルール群が含まれる。これらのルールは、暴力の正当な行使を主権国家のみに認め、他の行動主体には認めまいとする。そのために、正当な暴力たりうるのは「戦争」と呼ばれる特定の種類の暴力だけであるとし、戦争は主権国家がその権限に基づいて行使する暴力であるとする。さらに、それらのルールは、主権国家が正当に戦争を開始することのできる原因「理由」ないし目的を限定しようとする。例えば、国家システム形成期の自然法学説が主張したように、戦争は正当な原因のためにのみ開始さるべきだと要求したり、国際連盟規約が主張したように、まずその他の一定の手続が試みられた後に初めて開始さるべきだと要求する。こうしたルールはまた、主権国家の戦争遂行方法を制限しようとして来た。例えば、戦争はその追求する目的に比例した方法で行なわれなければならないとか、非戦闘員を攻撃してはならないとか、必要以上の暴力を行使してはならないとされた。加えて、こ

これらのルールは戦争の地理的拡大を制限しようとし、中立国と交戦国の相互関係におけるそれぞれの権利・義務の確立をはかった。

さらに、共存のルールには別の一群もあり、これはいかなる行動が約束の履行という目標の達成に寄与するかを規定するものである。「契約は遵守しなければならない」(Pacta sunt servanda)という基本的ルールは、国際法の前提と見なされたこともあり、その第一原則と見なされたこともあるが、およそその上のみ協定を締結することのできる前提を築いたのであった。下位のルールすなわちもっと限定的なルールは、次のような諸問題を取り扱う。異端者や異教徒に対しても誠実たるべきか否か。協定は事情が変化する場合にも有効たり続けるか否か。事情に変更があるか否かを判定するのは誰か。武力によって押し付けられた協定は有効か否か、またどのような意味でそうか。協定の一方の当事者がその責任を免除されるのはどのような事情の場合か。協定解釈の際によるべき原則は何か。新政府は先行政府の義務を承継するのにか否か、またどの程度にか。等々。

もうひとつ共存のルールに含まれるのは、各国家のその人民と領域に対するコントロールすなわち管轄権の安定化という目標の達成に寄与するような行動とはいかなるものかを規定するルールである。このルール群の核心にあるのは、各国家は他の全ての国家のその市民と領域に対する主権すなわち

最高管轄権を尊重する義務を受け入れるかわりに、他の国家が自らの主権を同様に尊重してくれることを期待する権利を認められるという原則である。この中心ルールのひとつのコロラリーないし準コロラリーは、国家は互いの国内問題に強制的にすなわち命令的に干渉してはならないというルールである。もうひとつは、全ての国家は「平等」であり、同等の主権を同等に享受するというルールである。

第三に、国家間の協力の規制に関わるルール群がある。世界的規模のものであれ、より限定された規模のものであれ、ここで言う協力は単なる共存に必要なそれを越えたものであり、これには、政治的・戦略的協力を容易にするルールばかりでなく、社会的・経済的協力を容易にするルールも含まれる。今世紀になってからの、経済問題・社会問題・コミュニケーション問題・環境問題における国家間協力に関する法ルールの成長は、この協力のルールの重要性を例証するものである。この点については後に考察する(第六章「国際法と国際秩序」参照)。

この種のルールが規定するのは、国際生活の基本的・第一次的目標にとってふさわしい行動というよりも、より進んだ第二次的目標にふさわしい行動である。そうした目標は、単なる共存を越えたより広い範囲の目的について合意が成立している国際社会に特徴的なものである。にもかかわらず、これらのルールは、国際秩序に対して一定の役割を果たすと

えよう。こうした広い目標についての国家間の協力と合意の発展は、共存の枠組を強化すると期待できるであろうから。

今はこれら三つのルール群について全面的に詳述すべき時ではないし、その解釈の問題やそれら相互間の衝突を調停する問題について検討すべき時でもない。またここで、そのうちのどれが法となっており、どれが道徳ルールであり、どれが慣習ルールまたは作業ルールと見なさるべきかについて考察するのも適當ではないし、これらのルールがそのひとつの形態から別の形態へ移行し時にはまた元へ戻ったりして来た歴史的進化の跡をたどるのも適當ではない。ここではただ次の事実に留意しておけば十分である。すなわち、広範でかつ変化するルール群および準ルール群が、国際社会に、共通利益の漠然たる知覚からいかなる行動をとるべきかの明確な把握へと移行する手段を提供するということである。上に上げたルール群は、その中核の一部を成すものである。

(3) 制度

国際社会においては、主としてその構成員自身すなわち主権国家自身が、ルールを実効的たらしめる手助けをするという機能を果たし、その責任を負う。国際社会には至高の政府は存在しない。近代国家の内部においては、政府がこうした機能を果たしうる。国際社会には国家間の十分な連帯も存在しない。未開無国家社会においては、そうした連帯が政治的

有資格集団によるこれらの機能の遂行を特徴づけていた。こうした意味で、国家社会の主要制度は国家それ自身である。

したがって、国家はルール形成機能すなわち立法機能を担い、そのためにルールへの同意を表明する。共存のルールのような一般的に適用されるルールは、慣習や確立された行動様式から生じるものであり、ある場合には多国間協約によって確認される。特定の国家集団にのみ適用されるルールも、慣習や確立された行動様式から生じることがある。危機回避や危機管理の作業ルールが、現在、大国によって発展させられつつあるのがその例である。だが、それはまた明示の協定や条約の主題となることもある。

国家はその公式発言を通じてルールを伝達する。例えば、国家主権という法原則を尊重するとか、民族自決という道徳原則を尊重するとか、大国は相互の勢力圏に干渉すべきでないという作業ルールを尊重するとかといった言明がそれである。しかし、国家はその行動を通じてもルールを伝達する。

特定のルールを妥当と認めるとか認めないとかを示すように行動する場合がそれである。ルールの伝達は国家自身の手によってなされるのであり、国家から独立した権威の手によってなされるのではないから、ルールの公示のされ方は、通常、特定国家の利益にかなうように歪められる。

国家は国際社会のルールを執行する。ルールそのものに付随する執行行為が国家自身によってなされたり（特定の国家

が、ある条約の〔批准書の〕被寄託国や中立化協定の保証国や紛争の仲裁者に指名される場合のように、諸国家に対して責任を負う国際組織によってなされたり（国際郵便・国際電信やその他多数の事柄についての協定を実行するために組織が設立される場合のように）するからである。

各国家はルールについての自らの解釈を提示する。法ルール、道徳ルール、作業ルールいずれについてもそうである。法ルールの場合でさえ、各国家は自らの法律顧問を頼りにするのであり、解釈に関する不一致を独立した権威によって解決することのできる決定的な方法は、なんら存在しない。道徳ルールや作業ルールの解釈は、なおのこと不確実である。

中心的権威の不在の下、ルールの強制は国家によってなされる。国家は武力行動を含む自力救済行動に訴えて、作業ルール・道徳ルール・法ルールの下における自らの権利を守ろうとするかも知れない。国家は、自らの権利を守るための効果的な行動を取りえない立場に立たされることがしばしばあるから、ルールの強制は不確実なものになる。国家間の合意の程度や連帯の程度は低いため、当の国家が自力救済とかルール強制とかとみなす行動も、国際社会全体からはそのようには見られないということもしばしばある。

国家はルールの正当化という仕事を引き受ける。ルールがそれ自身価値あるものとして受け入れられるよう努めるのである。その手段は、自らの宣伝力・説得力を使って、世界政

治全体においてルールへの支持を取り付けることである。今日においてルールを正当化するための重要な一手段は、国際会議や国際組織によってそれを裏書きしてもらうことである。

国家は、作業ルール・道徳ルール・法ルールを変化する情況に適応させ変えて行くという仕事を引き受ける。しかし、古いルールを廃止し新しいルールを創出する権能を有する普遍的立法機関が不在の下でそうしなければならない。しかも、ルールを変えるべきか否か、変えるべきならばどのようなかといったことについてはしばしばなんの合意もないという不利な条件の下である。国家はその言動を通じて古いルールへの同意を撤回し新しいルールに同意したことを示すことによって、すなわち慣習や確立された行動様式の内容を変化させることによってルールを変える。大国は作業ルールを遵守し世界の特定の部分における相互の勢力圏を尊重しあうものだが、その言動を通じて、もはやそうしたルールを受け入れないとか、その境界や制約条件は変わったと見なすとかという態度を示すことによって、作業ルールを廃止したり変えたりする。民族自決という道徳原則——国家というものは民族国家でなければならぬというルール——が王朝的正当性原理に取って代わったのは、なんらかの立法機関が作った法律を通じてではない。戦争と革命を通じてである。法ルールを変ええる場合には、多国間協約・条約が一定の役割を果たすこ

ともある。しかし、ここでも国家は古いルールの体系的侵犯と無視を通じてそれへの同意を撤回しているという態度を示すことにより、それを変えるのである。言葉を変えれば、変化した情況にルールを適応させることは、秩序維持過程の一部を成すが、それ自体無秩序を随伴することが多いのである。

最後に、国家はルール「擁護」の仕事を引き受ける。ほかに適当な用語がないため、我々は「擁護」という言葉を使ってきた。国際社会の秩序を支えるルールが作動しうるのは、国際政治システムにおいてその条件が調った場合だけである。とりわけ、国家相互間のあの共通利益の感覚が存続する場合にだけ、そうしたルールは作動しうる。各国家は共通利益の感覚から行動の詳しい手引きを導き出そうとする。ルール「擁護」の機能には、ルールが尊重されうるような国際システムの状態・状況を創出し維持するために国家がなす全ての事柄が含まれる。

ルールの「擁護」には、なによりもまず第一に、外交と戦争というあの古典的活動が含まれる。これによって国家は、国際システムにおける一般のバランス・オブ・パワー（および今日では相対立する核大国間の相互核抑止の關係）を保持しようとする。イデオロギーの衝突を調整しあるいは封じ込めようとする。国家利益の衝突を解決しあるいは緩和させようとする。国際的安全にとっての利益の観点から軍備や軍隊を制限ないし管理しようとする。不満を持つ諸国家の要求を、

それらが公正な変化とみなすものによって有めようとする。大国が特別の権利と責任を有することを小国に黙認させることを確実ならしめ、また黙認させ続けようとする。

こうしたルール「擁護」の手段は、共存のルールや国際法には規定されていない。国際法には共存のルールの一部を定めたものもあるのだが、それどころか、国家がルールを「擁護」するため取る手段のうちには、国際法と衝突しかねないものもある。共存のルールの「擁護」の内容たる諸活動は、それ自身別のルール群に従う。例えば、バランス・オブ・パワーを規制するルール群、外交を規制するルール群、大国の特別の地位を規制するルール群にである。

これらの機能を遂行するにあたって、諸国家は、程度は様々であるにせよ協力し、国際社会の制度と呼びうるものを運営する。バランス・オブ・パワー、国際法、外交機構、大国による管理システム、戦争がそれである。制度という言葉で我々が指しているのは、必ずしも一定の組織や行政機構のことでなく、むしろ共同目標の実現に向けて形成された一連の習慣や慣行のことである。こうした制度は、国家から、国際社会の政治的機能の遂行においてそれが果たす中心的役割を奪うわけではないし、国際システムの中心的權威の代用となるわけでもない。それは、むしろ、政治的機能を遂行する上での国家間の協同という要素が表われたものであり、同時にこの協同を支える手段でもある。これらの制度は、国際社会が

その構成国の単なる総和以上のものとして実在することを象徴する役割を果たし、国際社会の政治的機能の遂行における構成国間の協同に内容を与え永続性を与える役割を果たし、諸国家に見られるとかく共通の利益を見失うことになりがちな傾向を緩和する役割を果たす。こうした制度が国際秩序に対してなしてきた貢献については、過去・現在を含めて第二部〔現代国際システムにおける秩序〕で考察する。

機能論的説明と因果論的説明

この研究の中心テーマは、これまで述べてきたルールや制度が、国際秩序に関して積極的な機能・役割を遂行しているということである。この研究においては、こうした言明は単に次のことを意味するに過ぎない。すなわち、これらのルールや制度は国際秩序のうちに現に作用している因果関係の一部を成しており、その成立の必要十分条件の一部である、ということである。本研究は、「構造機能主義的」説明を適用しようとするものではない。「構造機能主義的」説明においては、「機能」とか「役割」とかといった用語はここで使っているのとは異なった意味を持っている。

「構造機能主義的」説明においては、これらのルールや制度が国際秩序に関してある「機能」を果たしているという言葉は、国際社会にはその存続・維持のためにある「必要」が

存在しており、当のルールや制度はそうした必要を充足しているということを意味すると理解されるであろう。これに加えて、こうした必要の充足は国際社会の存続にとって不可欠であり、しかも他の方法ではなしえないと仮定することができるならば、これらのルールや制度がそうした機能を果たしていると言うことは、それを支持することに等しい。

本研究は、国際社会における共存のルールやそのルールを実効的たらしめるのを助ける制度について、その判断基準や正当化論を提供しようとするものではない。まず第一に、本研究では、秩序は国際政治における唯一の価値ではないし、必ずしも優先的価値でもないということを強調してきた。したがって、たとえ「構造機能主義的」説明を受け入れて、国際社会の現存のルールや制度がその秩序の保持にとって不可欠であるとしたとしても、そこから直ちにそれを支持すべきだという結論は出て来ないであろう。

第二に、別種の社会に「構造機能主義的」考察方法を適用することにいかなる利点があるろうとも、国家社会に適用するのが妥当かどうかについては疑問がありうる。「構造機能主義的」説明の基礎にはいくつかの仮定がある。説明しようとする社会には全体性ないし統一性があるという仮定。社会内部で起こることを説明する場合、部分に対して全体が優越するとする仮定。各部分の本性と目的を、全体の「必要」に対するその貢献から記述することが可能であるという仮定。

国際社会には、この種の説明を力づけるような全体性や統一性は見られない。この研究が強調してきたように、社会なるものは、国際政治において作動している相競合する多数の要素のひとつに過ぎない。実際、そもそも国際政治の場をひとつの社会として描くこと自体、真理の一面を伝えるものでしかない。国際社会のルールや制度を説明するのに、国際社会全体に対してそれらが果たす機能だけを取り上げること、ある事実を無視するものである。すなわち、国際政治は戦争状態として描いた方がより適切かも知れないという事実、あるいは個人や国家以外の集団が主要行為者である政治の場として描いた方がより適切かも知れないという事実をである。

第三に、「構造機能」分析の基本的妥当性に疑問の余地がある。これが国家社会よりも統一性の強い社会に適用された場合においてさえそうである。近代国民国家や未開社会のような社会は、高度の社会的合意と社会的連帯の成立を特徴としている。だが、そうした社会においてさえ、反社会的行動や非社会的行動へと向かう諸力が存在している。そうした諸力は、全ての社会現象を社会の枠組全体の働きに関係づけようとする理論に簡単に包み込むことはできないのである。

* Hedley Bull, "How is Order Maintained in World Politics?" *The Anarchical Society: A Study of Order in*

原注

World Politics (London: Macmillan, 1977), chap. 3.

(1) このルールの「擁護」^{プロテクション}という概念には、ルールに反する行動を正当化したり、ある人々をルールの「上」に置いたりするという不都合な含みがあるように見えるかも知れない。しかし、私は今のところ、もっとうまい用語を考え付けずにいる。

(2) 例えば次を参照。M. Fortes and E. E. Evans-Pritchard, *African Political Systems* (London: Oxford University Press, 1940) [大森元吉・星昭監訳『アフリカの伝統的政治体系』みすず書房「一九七二年」]; John Middleton and David Taitteds, *Tribes Without Rulers, Studies in African Segmentary Systems* (London: Routledge & Kegan Paul, 1958); 及び I. Southall, 'Stateless Societies', in *Encyclopaedia of the Social Sciences*, ed. David L. Sills (New York: Free Press, 1968); 私はまたロジャー・D・マスタース (Roger D. Masters) の鋭い洞察を示す論文 'World Politics as a Primitive Political System', *World Politics*, Vol. XVI, No. 4 (July 1964) を引用すべきであった。

(3) Masters, "World Politics as a Primitive Political System," 607.

(4) I. Schapera, *Government and Politics in Tribal Societies* (New York: Watts, 1956) ch. I を参照。マレーン・シュペーターの『古代法律』(London: John Murray,